

四日市市監査委員告示第1号

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準を次のように定める。

令和3年3月10日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	森川	慎
同	荒木	美幸

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準

四日市市監査基準（令和2年四日市市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（倫理規範）</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>のっとり</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>（倫理規範）</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>則り</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>2から4まで（略）</p>
<p>（品質管理）</p> <p>第11条 監査委員は、本基準に<u>のっとり</u>その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>（品質管理）</p> <p>第11条 監査委員は、本基準に<u>則って</u>その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。</p> <p>2から4まで（略）</p>
<p>（監査委員の合議）</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第6号ま</p>	<p>（監査委員の合議）</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第6号ま</p>

で及び第9号に定める監査の結果に関する報告（以下この項において「監査結果報告」という。）

(2)から(5)まで （略）

2 監査委員は、第4条第1項第1号から第6号までに定める監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

で及び第9号に定める監査の結果に関する報告（以下この条において「監査結果報告」という。）

(2)から(5)まで （略）

2 監査委員は、監査結果報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

附 則

この監査基準は、令和3年3月10日から施行する。

(監査事務局)